

東地申第1号

11月5日 第1回交渉—その4

「JR東労組東京地本第35回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ

柏駅での脱退強要の飲み会について

- 組合 会社の認識と見解を求める。
- 会社 柏駅で飲み会の設定はあったが、雑談ベースの意見交換だ。一言一句まで把握していないが、不当労働行為の意思を持って伝える場ではないと聞いている。
- 組合 その場に支社営業部長も参加しているが、脱退強要を行っている認識なのか明らかにするべきだ。
- 会社 全員がそのようなことを聞いている訳ではない。
- 組合 副駅長が話している内容は、営業職場で蔓延しているのか。職場規律を乱している。副駅長が「強制強要」と認めているにも関わらず「意思はない」と言うことはおかしい。
- 会社 意見が合わない。
- 組合 会社は、しっかりと調査するべきだ。
- 会社 あくまで職場でコミュニケーションを図るための飲み会だ。
- 組合 会社は、言った側は「そんなつもりはなかった」と言うが、言われた側は守ろうとしていない。言われた側の心理状況や話は聞かないのか。一方のみの調査・見解は理解しがたい。
- 会社 認識が合わない。言われた側の心理状況は把握していない。
- 組合 これは厳正に対処にすべき対象にあたる。発生していることは異常であり、上長のパワハラから社員を守る上でも看過できない事態だ。
- 会社 不当労働行為の意思を持ってやっているものでなく、職場秩序を乱しているとあたらない。
- 組合 上司から複数回言われており、経営ぐるみで行われているのは明らかだ。公平であるべき社員との信頼関係に問題が発生している。社員を守るために指摘せざるを得ないが、会社が「職場秩序を乱していない」「不当労働行為にあたらない」と言うのであれば、もはや限界だ。
飲み会で言われた本人が言えないので、先輩社員が点呼で事実を確認してきた経緯がある。それが支社に伝わらないのであれば、組合で解決していくしかない。

会社は言った側の話は聞くが、言われた側の心理状況・話は聞いていないと回答!

組合は会社には不当労働行為を止めると求めている。対処は求めている!
会社のご都合主義は認めることはできない!

新宿地区指導センターで脱退勧奨を目的に行われた意見交換について

- 組合 会社の認識と見解を求める。
- 会社 これは、新宿地区指導センター主催で開催されたもので、車掌をめざす上で不安解消のために会合が行われたと聞いている。事実確認したが、不当労働行為をやろうといった話ではない。
- 組合 中野車掌区の区長が言ったことは事実として確認したのか、回答を求める。
- 会社 不当労働行為をやろうと思っていない。事実確認したが何を意味しているのか分からない。
- 組合 「勇気をもって脱退した人を評価する」「辞める気があるなら、弱い駅にいる内に辞めた方が楽だぞ」と言っている。
- 会社 会社の見解として、事実確認した上で、不当労働行為を行う意思を持ってやっていないということだ。
- 組合 事実確認は誰に行ったのか明らかにするべきだ。
- 会社 所長と区長に行った。
- 組合 その場に参加した社員には聞かないのか。
- 会社 聞かない。不当労働行為と職場総体で性質が違うものがある。指摘があったことについては、まずは調べる。

会社はここでも、不当労働行為を行う意志はなかった。言われた側の話は聞いていないと回答!

組合が具体的に求めても、会社は具体的に回答していない!
この姿勢は、答える意志はないという表れだ!
事実確認をすべきだと、申し入れを出さなければいけないと指摘!